

# 国際熱帯木材機関 (ITTO) について



# ITTO

INTERNATIONAL TROPICAL  
TIMBER ORGANIZATION

令和7年2月  
林野庁

あなたが乗車した電車が次の駅に着くまでの  
わずか1分間に  
東京ドーム2個分  
多くの熱帯林が失われる現実を、存じますか

ITTO 国際熱帯木材機関 (International Tropical Timber Organization)  
熱帯林と人間社会との持続可能な関係構築を目的として1986年に設立された、日本に本部を置く唯一の国際連合条約機関です。  
熱帯林で営まれる林業の適正化、持続可能な木材生産と利用の推進をミッションの基軸に、地球温暖化対策、また生物多様性保全の分野へも  
ミッションの裾を広げ、日本政府をはじめ加盟各国政府や民間企業の協力のもと、熱帯林を取り巻くさまざまな問題の解決に取り組んでいます。  
これからも、さまざまな分野の人たちと手を携え、課題解決にいつもう邁進して参ります。

www.itto.int/japan

日本国 外務省  
JAPAN GOV  
THE GOVERNMENT OF JAPAN  
Ministry of Foreign Affairs of Japan

林野庁  
Forestry Agency of Japan

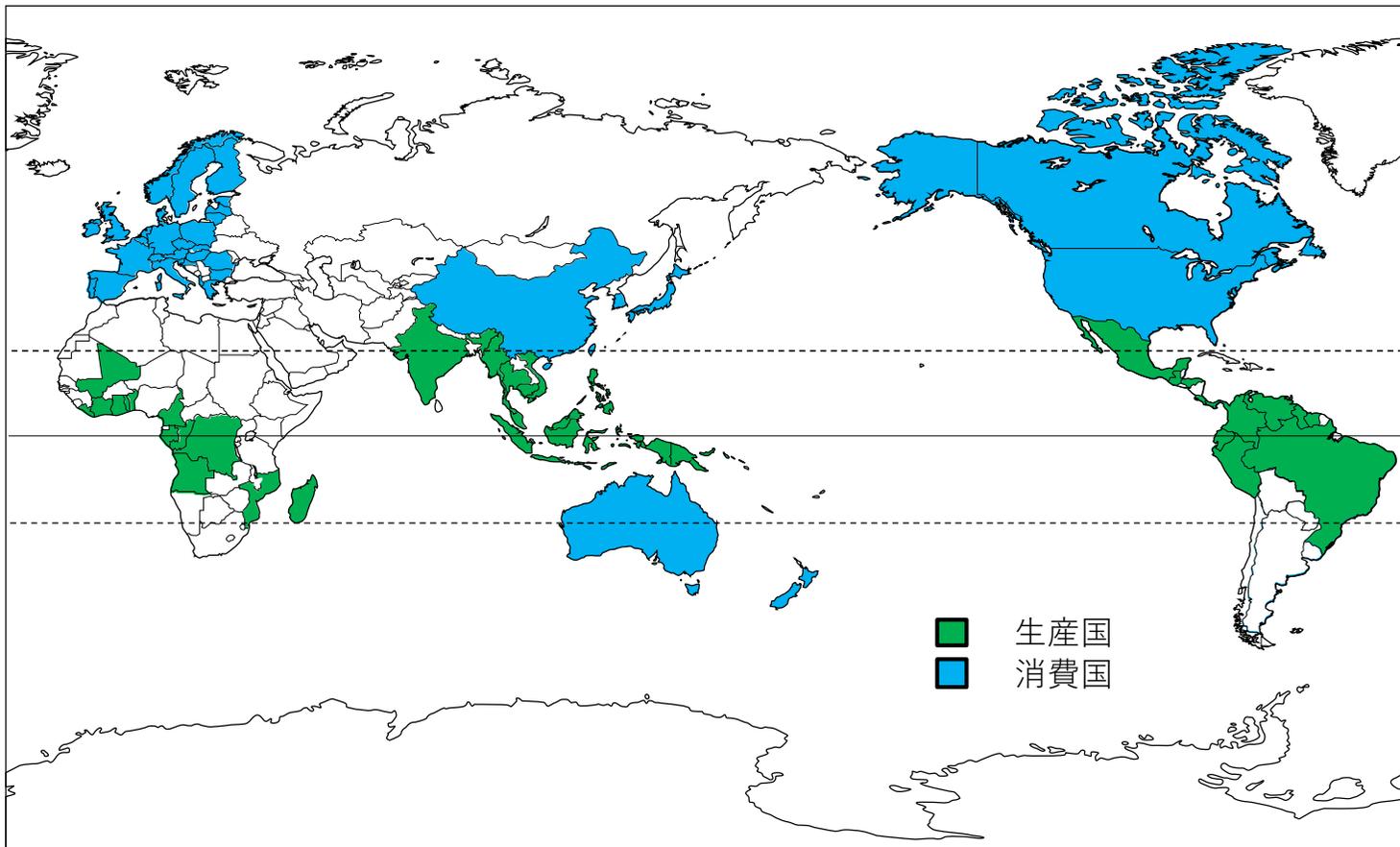
小笠原 邦子 代表理事  
7月 代表理事

# 目次

1. ITTOの概要
2. ITTOの活動内容
3. ITTOの重要性
4. 我が国とITTOとの関係

# 1. ITTOの概要

- ITTO(International Tropical Timber Organization: 国際熱帯木材機関)は「1983年の国際熱帯木材協定(ITTA)」に基づき1986年に設立された国際機関(本部:横浜市)。(※ITTAは途上国経済の持続的発展を目的とする「一次産品協定」の一つ。)
- 目的は、持続可能に経営された森林から合法的に伐採された熱帯木材の国際貿易の拡大と多様化及び熱帯木材生産林の持続可能な経営の促進。
- 加盟国は、生産国37か国、消費国38か国の計75か国及びEU。
- 現行のITTAは2029年12月に有効期間を満了するため、その後の協定の在り方について加盟国間での再交渉が行われる見込み。

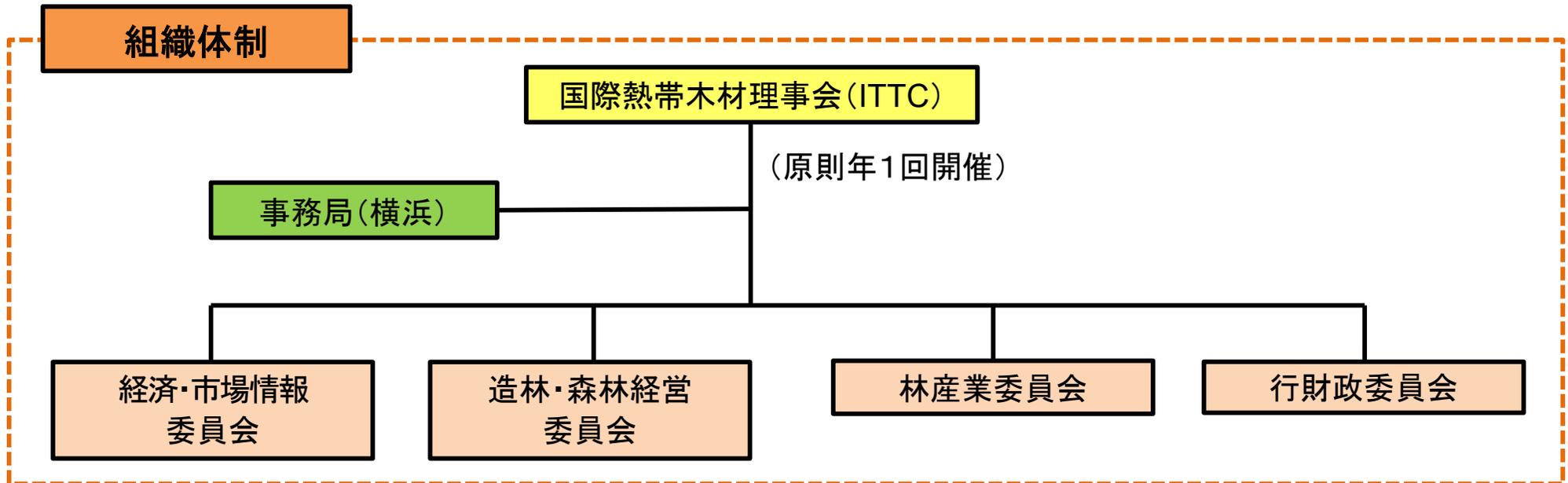


ITTO加盟国(2025年2月現在)

生産国 (37か国)	消費国 (38か国及びEU)
<b>【アフリカ地域】 (14か国)</b> アンゴラ、ベナン、カメルーン、 中央アフリカ共和国、 コンゴ共和国、コートジボアール、 コンゴ民主共和国、ガボン、ガーナ、 リベリア、マダガスカル、マリ、 モザンビーク、トーゴ	アルバニア、 オーストラリア、 カナダ、 中国、 EU(27か国)、 日本、 ニュージーランド、 ノルウェー、 韓国、 スイス、 英国、 米国
<b>【アジア・太平洋地域】 (10か国)</b> カンボジア、フィジー、インド、 インドネシア、マレーシア、 ミャンマー、パプアニューギニア、 フィリピン、タイ、ベトナム	
<b>【ラテンアメリカ・カリブ地域】 (13か国)</b> ブラジル、コロンビア、コスタリカ、 エクアドル、グアテマラ、ガイアナ、 ホンジュラス、メキシコ、パナマ、 ペルー、スリナム、 トリニダード・トバゴ、ベネズエラ	

# 1. ITTOの概要

- ITTOの最高意思決定機関は「国際熱帯木材理事会 (ITTC)」。各国共通の課題や取組方針の検討、ガイドラインの作成などの活動計画の決定、プロジェクトの承認等を実施。
- 理事会は全加盟国で構成され、加盟国は生産国と消費国に大別。理事会での投票は生産国と消費国に1,000票ずつ割り当て。消費国は熱帯木材の貿易量に比例して配分。日本の票数は102票(2026~2027年)。
- 理事会は4つの委員会で構成。各委員会は政策やプロジェクトに関する助言や支援を実施。



**事務局**

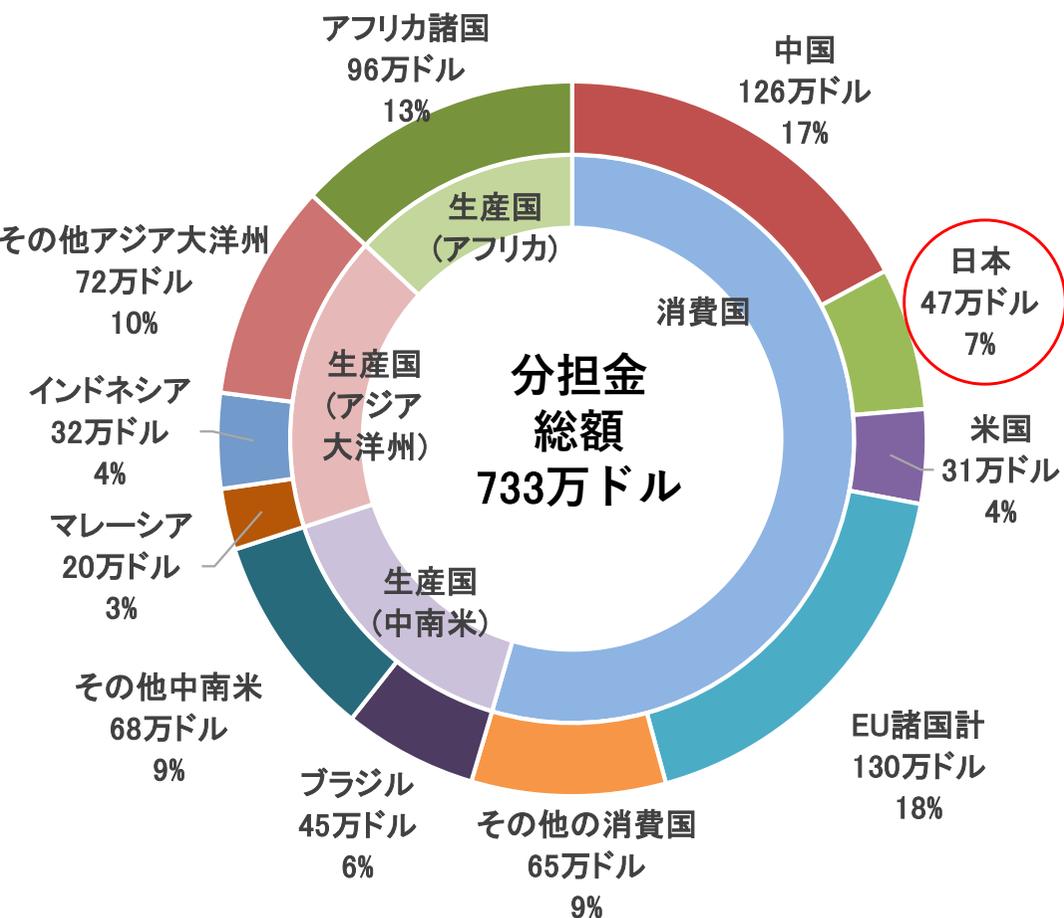
- ◆ 組織概略: ①森林経営部、②貿易産業部、③総務部
- ◆ 事務局長: シャーム・サックル(マレーシア)  
※2024年12月の第60回国際熱帯木材理事会 (ITTC60)において、2028年1月末までの任期延長を決定
- ◆ 職員数: 24名 (P職員以上: 10名) <2025年12月現在>  
専門職以上の日本人職員: D職員0名 / 3ポスト、P職員1名 / 8ポスト



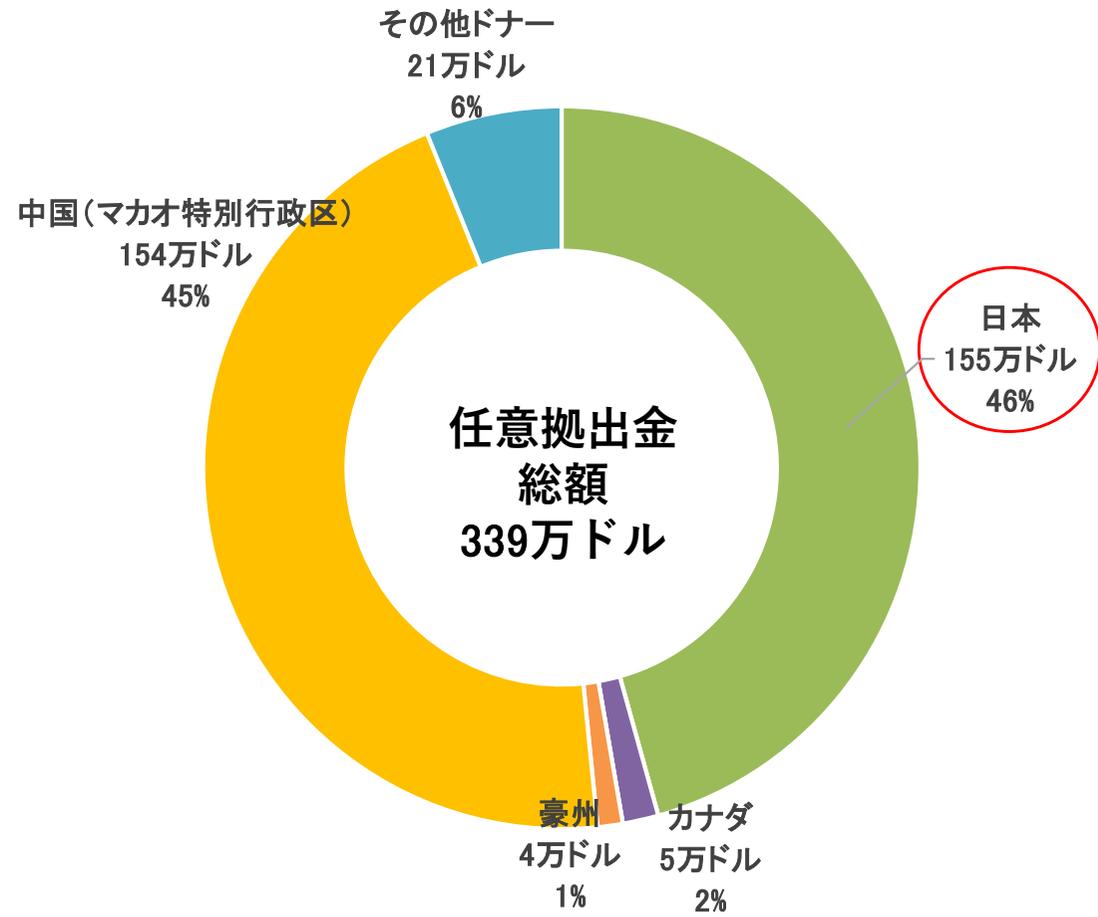
写真: IISD ENB

# 1. ITTOの概要

- 2025年におけるITTOの分担金、任意拠出金の総額は1,072万ドル
- 分担金の額は、各国の投票数に応じて決定。我が国の分担率は7%(47万ドル)。
- 任意拠出金は、我が国が46%(155万ドル)を拠出。



ITTO分担金の内訳(2025年)



※上記の金額は、第60回理事会から第61回理事会(2024年12月~2025年10月)の間に、各ドナーから拠出表明されたもの。

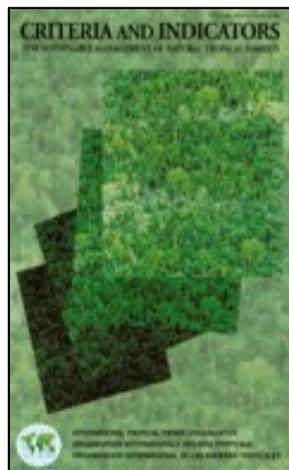
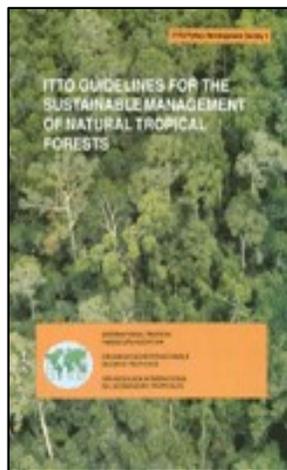
ITTO任意拠出金の内訳(2025年)

## 2. ITTOの活動内容①

- ITTOの活動は、主に政策活動と事業活動に大別。
- 政策活動としては熱帯林の持続可能な経営を促進するためのガイドラインや基準・指標の策定等を実施、事業活動としてはこれまで1,300件を超えるプロジェクトを実施するなど生産国における取組を支援。

### 政策活動

- ◆ 各種ガイドラインの策定
  - ・熱帯生産林における生物多様性の保全のためのガイドライン
  - ・森林火災対策ガイドライン 等
- ◆ 熱帯林の持続可能な経営のための基準・指標の策定



出典:ITTO HP

※ガイドライン:加盟国の森林・林業政策の立案者等に対して、生物多様性保全等についての手引きを提供し、国内政策を推進することを目的としたもの  
基準・指標:持続可能な森林経営への前進を定義・評価しモニターするための手段

### 事業活動

- ◆ 加盟国による実地のプロジェクト実施に資金提供
- ◆ これまで約4億ドル、1,300件以上のプロジェクトを実施。



写真:ITTO

アフリカ・コンゴ盆地での合法性・持続可能性のある木材利用促進のための能力開発活動において、研修を受講する現地大学の林業学部学生

## 2. ITTOの活動内容②

- ITTOは、森林に関する協調パートナーシップ(CPF) (※1)のメンバーであり、他の関連国際機関等との積極的な協力・連携に取り組んでいるところ、我が国もホスト国として本取組を支援。
- ITTOと国連砂漠化対処条約(UNCCD)事務局とは2024年2月に協力覚書を更新し、国連大学とは2025年4月に協力覚書を新たに締結。
- 2024年3月、緑の気候基金(GCF)第38回理事会において、ITTOがGCFの資金へのアクセスを認められた認証機関となることが正式に承認された。

(※1) 森林に関する実質的なプログラムを持つ国際機関・組織・事務局間の自主的なパートナーシップ (ITTO、FAO、生物多様性条約(CBD)、ワシントン条約(CITES)、地球環境ファシリティ(GEF)等)



写真:ITTO

覚書を更新したシャーム事務局長とUNCCD事務局長(2024年2月)



出典:GCF HP

ITTOが認証機関として承認されたGCF第38回会合(2024年3月)



写真:ITTO

ITTOと国連大学の覚書締結(2025年4月)

### 【最近の連携事例】

#### ①第9回アフリカ開発会議(TICAD9)

ITTOは、2025年8月に横浜市で開催されたTICAD9において、国連食糧農業機関(FAO)や我が国とともに、サイドイベントを共催。

ITTOは、コートジボワールで実施している持続可能な木炭生産と保護林再生事業を紹介。



発表するITTO職員(写真:林野庁)

#### ②国連気候変動枠組条約第30回締約国会議(COP30)

ITTOは、2025年11月にブラジルで開催されたCOP30のジャパン・パビリオンにおいて、森林総合研究所が主催するセミナーに、我が国とともに共催者として参加。



セミナーの写真(写真:環境省)

### 3. ITTOの重要性

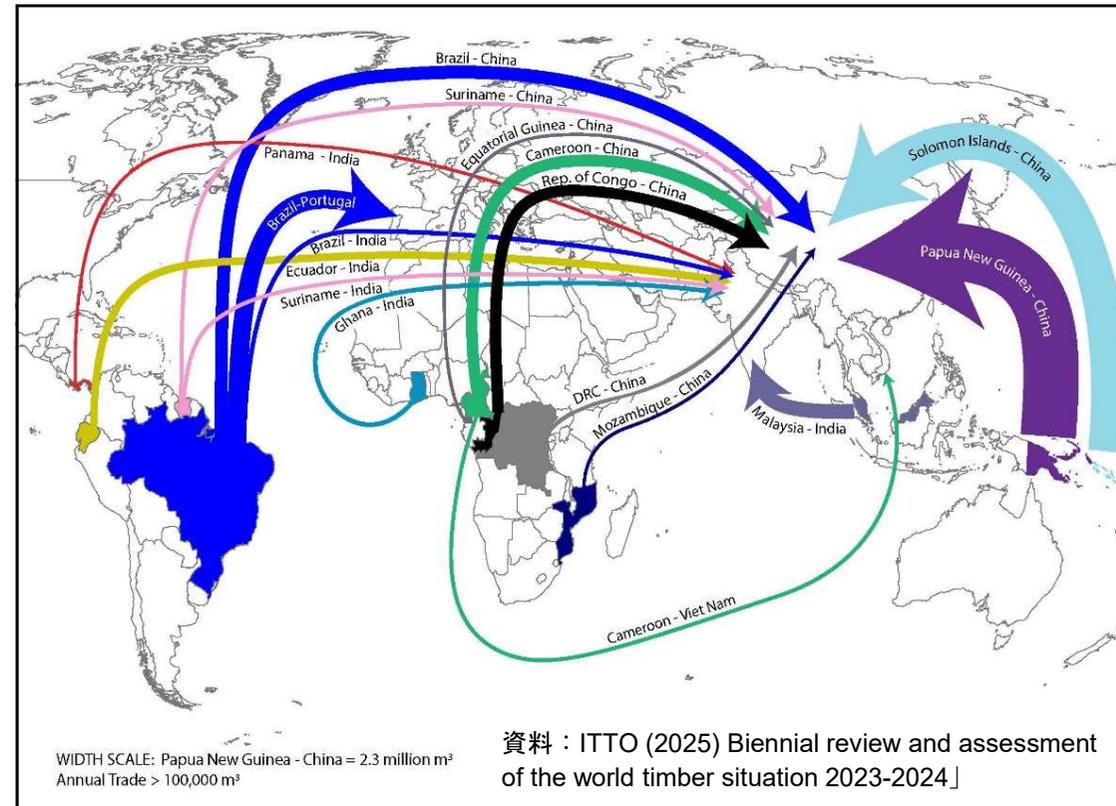
- 世界の森林面積は41億haで陸地面積の32%。このうち、熱帯地域には森林の45% (18億ha) が分布。
- 熱帯林は気候変動の緩和に寄与する二酸化炭素吸収源であるとともに、陸域生物多様性の宝庫としても重要な役割を持つ。
- 2000年以降森林の減少速度は低下しているものの、1990年から2025年の世界の森林減少の約88%は熱帯地域で発生。
- ITTO加盟国は、世界の熱帯林面積の80%以上及び熱帯木材(※)貿易額の約90%をカバー。(※)ITTAの「熱帯木材」の定義に含まれる丸太、製材、単板及び合板

気候帯別の森林減少割合(1990-2025年)

気候帯	森林減少 (百万ha/年)		
	1990-2000	2000-2015	2015-2025
寒帯	0.10	0.12	0.13
温帯	0.54	0.59	0.62
亜熱帯	1.09	0.91	0.73
熱帯	15.9	11.9	9.42
合計	17.6	13.6	10.9

出典：FAO世界森林資源評価2025

熱帯木材貿易におけるITTO加盟国の占める割合は大きい  
(下図：熱帯丸太の主要な輸出入の流れ、中国は最大の熱帯丸太輸入国)



### 3. ITTOの重要性

- ITTOは、各種ガイドライン等の策定、木材市場や貿易に関する情報発信、熱帯木材生産国における合法伐採木材の流通・利用促進等に係るプロジェクトなどを実施。また、理事会等を通じて生産国と消費国が直接対話する機会を提供している。
- 我が国は、2023年G7広島サミットをはじめ様々な機会を通じ、「持続可能な木材利用」の重要性に関する国際的な発信に努めており、森林資源の循環利用を重視するスタンス。ITTOは同じ価値観を共有する国際機関として我が国の重要なパートナー。
- なお我が国の改正クリーンウッド法においても、合法伐採木材等の流通・利用に関する国際協力を推進する旨規定。

#### 違法伐採対策の重要性

英国王立国際問題研究所の報告書によると、2018年の調査対象37か国による2018年の違法伐採に係る貿易は世界の輸出の材積ベースで4%（約4,000万m<sup>3</sup>）、金額ベースで3%（約70億ドル）

（資料）CHATHAM HOUSE (2022)「Establishing fair and sustainable forest economies」

#### 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」

（改正クリーンウッド法）

（国際協力の推進）

第三十九条 国は、木材資源の相当部分を輸入に依存する我が国において合法伐採木材等の流通及び利用を促進するためには、原産国においてその法令に適合した森林の伐採が確保されることが重要であることに鑑み、外国における違法伐採の抑止のための国際的な連携の確保その他の合法伐採木材等の流通及び利用に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

#### G7広島首脳コミュニケ（成果文書）

【パラ 24（環境）・部分】

我々は、2030年までに森林の消失と土地の劣化を阻止し反転させるというコミットメントを改めて表明し、森林を始めとする陸域生態系の保全及びその回復を加速させるとともに、持続可能なバリューチェーン及びサプライチェーンを支援し、持続可能な森林経営と木材利用を促進することにコミットする。（以下略）



G7広島サミットでは国産ヒノキを活用した机と椅子を使用(写真:外務省HP)

## 4. 我が国とITTOとの関係 ①資金拠出

- 我が国は、世界有数の熱帯木材輸入国であったことから、熱帯木材の我が国への安定供給を確保し、熱帯林の保全と熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うことを目的として、ITTO本部を横浜市に誘致。
- 我が国は、ITTOの設立当初より、加盟国としてその政策形成に積極的に関与し、生産国におけるプロジェクトの実施を支援するとともに、ホスト国として本部の設置に係る経費等を支援。横浜市もホストシティとして運営を支援。
- 2025年における我が国のITTOに対する支援金総額は約4.3億円。

我が国のITTOに対する資金拠出の推移

(単位：百万円)

年度	林野庁			外務省				横浜市	合計
	事務局 設置経費	任意拠出金	計	分担金	任意拠出金			計	
					当初予算	補正予算	小計		
2016(H28)		(70)			(225)		(225)		
	22	0	22	93	0	-	0	93	30
2017(H29)	22	0	22	99	0	-	0	99	28
2018(H30)	22	0	22	104	0	-	0	104	29
2019(R1)	22	76	98	107	15	231	246	353	29
2020(R2)	22	76	99	89	15	-	15	104	28
2021(R3)	22	78	101	87	15	79	94	181	29
2022(R4)	22	75	97	89	30	122	152	241	31
2023(R5)	22	75	97	113	34	130	164	277	31
2024(R6)	22	75	97	94	34	106	140	234	36
2025(R7)	22	75	97	108	30	145	175	283	47

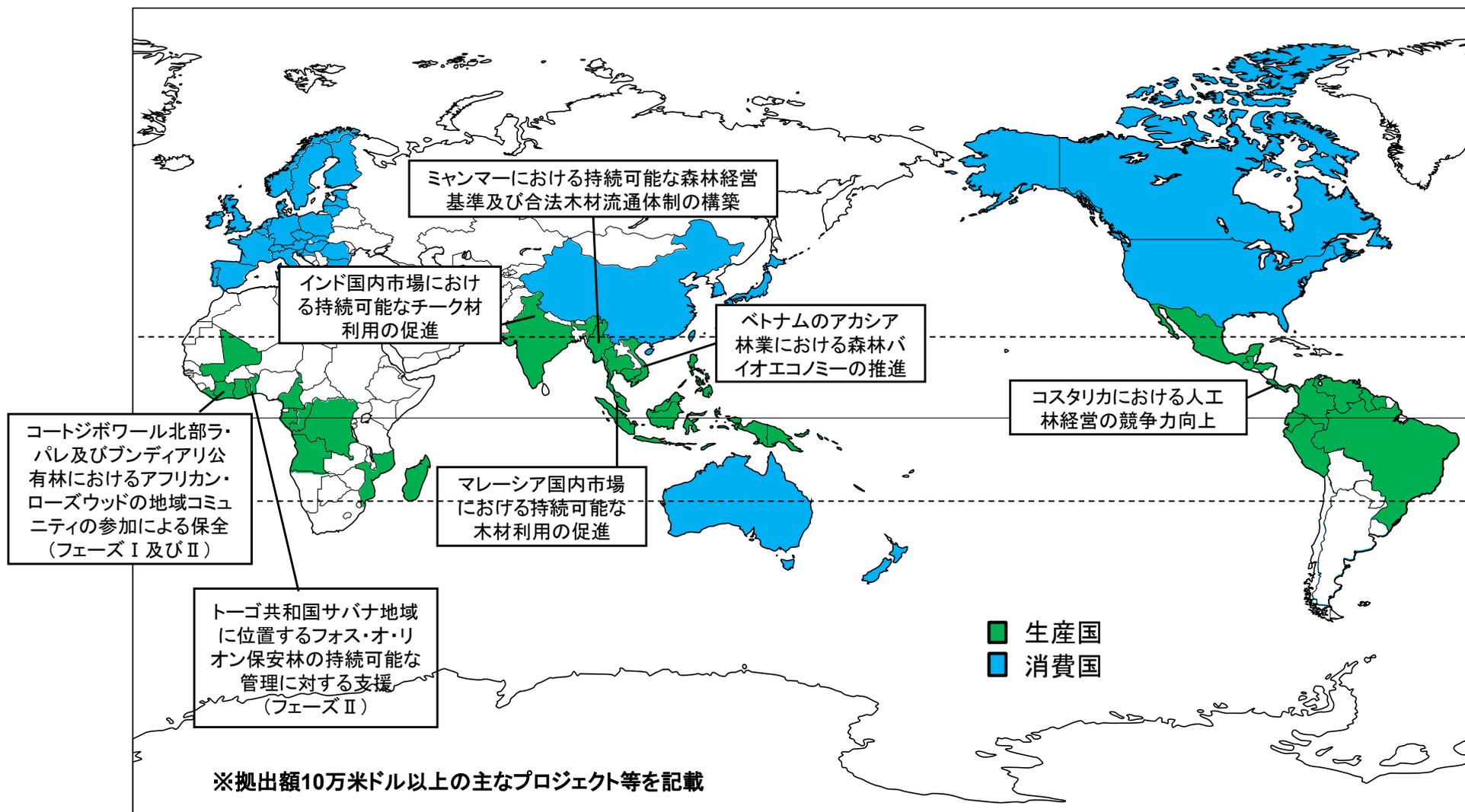
注1：2016年度の拠出金は執行停止( )書きは予算額)。

注2：計の不一致は四捨五入による。

注3：上表の我が国の分担金額にはスタッフアセスメントの経費を含み、上表の我が国の任意拠出金総額とP3の任意拠出金の円グラフにおける我が国拠出額は、会計期間の相違等により、一致しない。

## 4. 我が国とITTOとの関係 ②プロジェクト支援(林野庁)

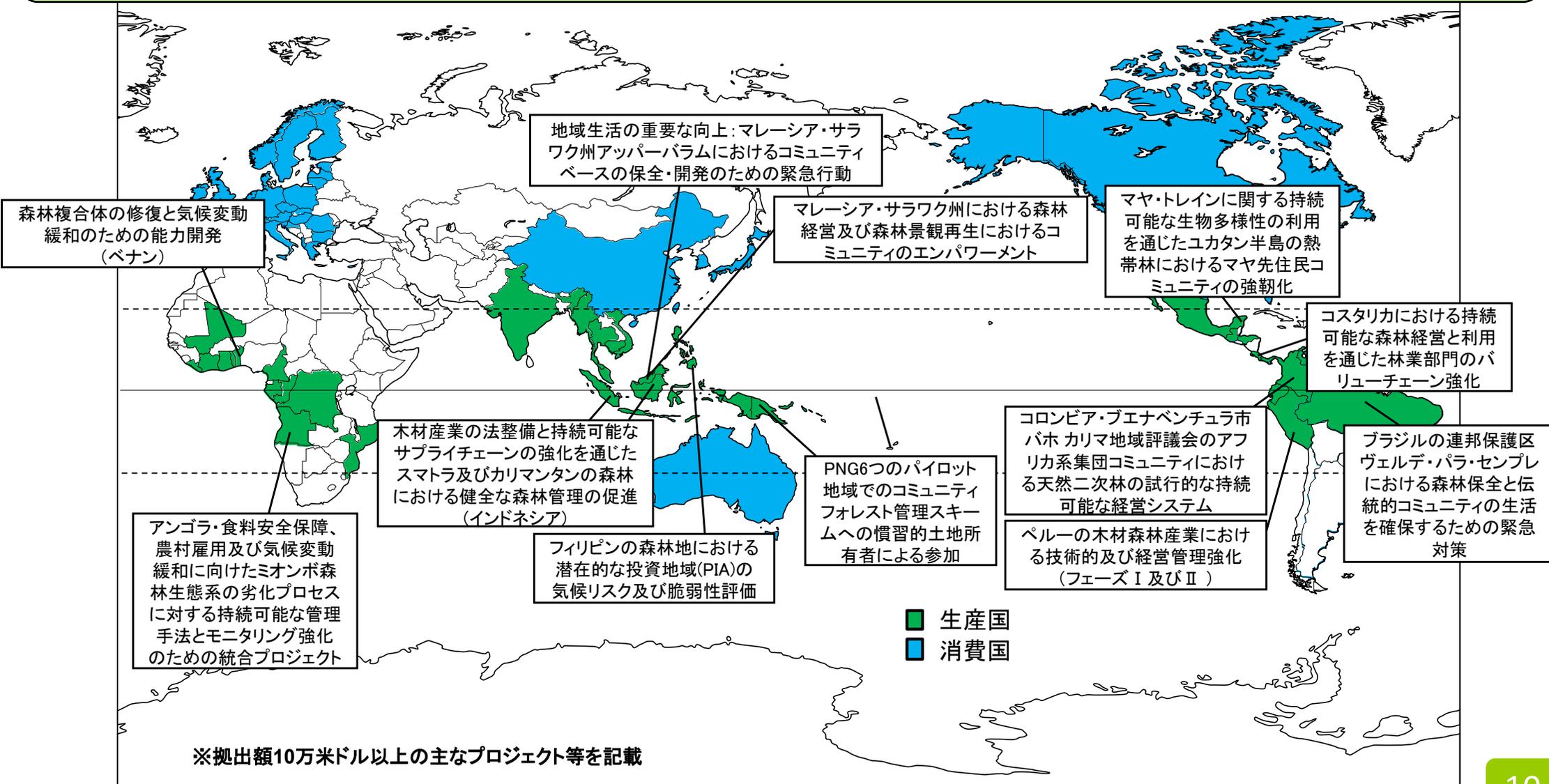
- 林野庁は、合法的な木材貿易への貢献や持続可能な森林経営及び木材利用の普及・促進に向けたプロジェクトを支援。
- 現在、加盟国の提案によるプロジェクト7件と2か年作業計画に基づく特別活動2件、計9件を支援。
- 第61回理事会(2025年10月)では、ベトナム及びトーゴでのプロジェクトへの拠出を表明。



林野庁拠出により実施中／予定の主なプロジェクト等

## 4. 我が国とITTOとの関係 ③プロジェクト支援(外務省)

- 外務省は、主に地球規模課題の解決や人道支援に貢献する観点から、プロジェクトを支援。
- 現在、加盟国の提案によるプロジェクト9件と2か年作業計画等に基づく特別活動11件、計20件を支援。
- 第61回理事会(2025年10月)では、コスタリカにおける有用樹種の適切な管理と非木材林産物の商業価値向上に向けた取組等への新たな支援を表明。



外務省拠出により実施中／予定の主なプロジェクト等

## 4. 我が国とITTOとの関係 ④現在支援中のプロジェクトの事例(林野庁)

### ■持続可能な木材利用の促進

#### ○マレーシアにおける持続可能な木材製品の国内消費の促進

実施期間:2024~2026年、林野庁拠出額:21万米ドル

##### 【主な取組内容】

##### ①国内消費の喚起に向けた政策枠組の改善

- ・政策提言策定のための国内市場での木材利用促進政策のレビュー
- ・木材認証の義務化への移行戦略/方針策定 等

##### ②国内市場での消費促進、消費者のニーズに沿った木材製品の開発

- ・消費者(特に若者)、木材産業関係者への持続可能な認証材製品に関する意識啓発
- ・生産者組合と加工・貿易の主要企業との連携強化 等

##### ③持続可能な木材の市場の需給状況と流通管理の評価

- ・市場の求める要件、動向等から見た需給状況の概観、主要関係者の方針や取組の分析 等

##### ④木材認証情報システム構築



木製家具デザインコンテストの受賞作品の一例  
(マレーシア) 写真:ITTO



合法性要件に関する研修(マレーシア)  
写真:ITTO

#### ○インド国内市場における持続可能なチーク材利用の促進

実施期間:2025~2027年、林野庁拠出額:30万米ドル

##### 【主な取組内容】

##### ① 持続可能なチーク材資源・製品の促進に関する戦略の見直し

- ・政策提言策定のための国内市場での利用促進政策のレビュー
- ・国内での木材認証と木材消費促進に関する政策文書策定
- ・チーク材生産者と取引業者の連携強化 等

##### ② 国内市場需要に沿った革新的な木材製品の開発に向けた能力構築

- ・消費者への住宅や室内装飾品の木材利用に関する意識啓発
- ・高品質なチーク材生産のための植栽資材の開発及び木材製品のデザインに関する研修 等

##### ③ 第5回世界チーク会議開催を通じた情報発信とネットワーキング



第5回世界チーク会議(インド)  
写真:林野庁

## 4. 我が国とITTOとの関係 ④現在支援中のプロジェクトの事例(林野庁)

### ■持続可能な森林経営

#### ○コスタリカにおける人工林経営の競争力向上

実施期間:2022~2025年、林野庁拠出額:約40万米ドル

##### 【主な取組内容】

- ①公的な融資や補助金に代わる人工林経営のための効率的な資金システムの構築
  - ・開発されたシステムに関する評価、生産者に対するワークショップの実施
- ②地形や土壌条件に適合した植林木の植栽による生産性の向上
  - ・各プロットの土壌分析等を通じた生産力の調査
  - ・病害虫管理に関する研修や選定された樹種の遺伝子改良試験
- ③植林木を使用した高付加価値製品の開発
  - ・各樹種の特性に合った用途(生活、寝具、台所、建築材)での活用法の検討
  - ・選定した樹種を対象に家具製造、楽器製作、建築の民間企業と連携した製品開発 等



バナナと混植された対象の熱帯樹種の試験林(写真:ITTO)



植林木を使用した高付加価値製品開発に向けて製作された試作品の例(写真:ITTO)

#### ○コートジボワール北部ラ・パレ及びブンディアリ公有林におけるアフリカン・ローズウツの地域コミュニティの参加による保全

実施期間:2023~2025年、林野庁拠出額:32万米ドル(フェーズ1)、25万米ドル(フェーズ2)

##### 【主な取組内容】

- ①アフリカン・ローズウツの増殖技術の確立と普及
  - ・現地大学でのアフリカン・ローズウツの種子の発芽試験を実施
- ②地域コミュニティによる持続可能で管理された利用体制の確立
  - ・23万本以上のアフリカン・ローズウツ、チーク、タガヤサン等の現地樹種の苗木生産
  - ・100ha以上のアグロフォレストリー方式及び薪炭材用の森林造成
  - ・対象地域の村でのアフリカン・ローズウツの伝統的知識に関する民族植物学調査
  - ・関係者のプロジェクト実施への関与を確保するための監督委員会の設立
  - ・公有林に隣接する村での本プロジェクトの目的と成果に関する意識啓発活動 等



苗木生産のために肥沃な土の袋詰作業をする地元女性グループ(写真:ITTO)



アグロフォレストリーの一部として食用作物と混植されたタガヤサンの若木(写真:ITTO)

# 【参考】これまでの主な成果 (1) 合法で持続可能な木材サプライチェーン構築 (LSSC)

○ ITTOは、持続可能な森林経営の基準や違法な木材貿易阻止に向けた国際的なガイドラインを策定。それらをプロジェクトを通じて普及するとともに、合法で持続可能なサプライチェーンの構築に関するプロジェクトを実施。

## ■ 持続可能な森林経営の基準作成 (2002～2016年)

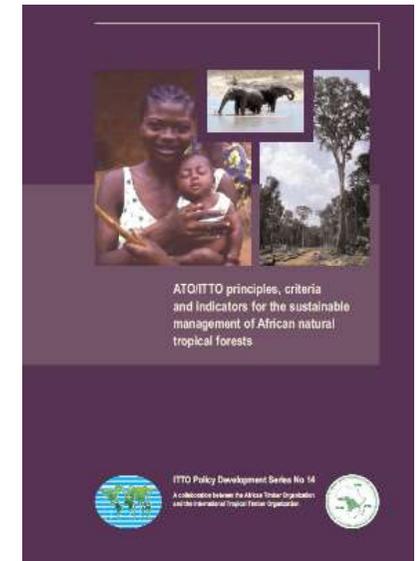
- ・ ITTOは、アフリカ木材機関 (ATO) と共同で天然熱帯林の持続可能な森林経営を指導する基準を作成。同基準は世界149か国で普及する森林認証取得の基準に採用。
- ・ 同基準の普及・定着のため、カメルーン、中央アフリカ等10か国で人材育成を実施。

## ■ 違法な木材貿易阻止に向けた国際的なガイドラインの策定及び普及 (2015～2018年、日本支援額 約48千米ドル)

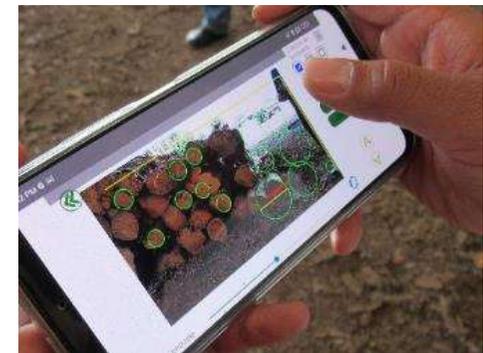
- ・ ITTOは、世界税関機関 (WCO) と連携して違法な木材貿易を阻止するため、税関職員向けのガイドラインを作成し、マレーシア、カメルーン、中国等の税関当局に共有。
- ・ ガイドライン作成に際し、マレーシアにおいて、ガイドライン案の検証及び税関職員的能力強化のためのプロジェクトを実施。

## ■ 合法で持続可能な木材サプライチェーン (Legal & Sustainable Supply Chains) の構築

- ・ フィリピンで、既存の木材流通経路追跡システムに電子タグとQRコードを導入。(2018年～2019年、日本支援額 約393千米ドル)
- ・ タイで、人工林経営を担う小規模所有者や共有林関係者の合法性確認能力向上に資する「人工林と共有林の持続可能な経営に関する基準と指標」と「CoC認証」を開発。(2018年～2019年、日本支援額 約210千米ドル)
- ・ コンゴ盆地諸国で、政府関係者や木材事業者等に対するLSSCに関する能力構築を実施。(2020年～2022年、日本支援額 約316千米ドル)
- ・ グアテマラで、ICT技術等を活用して木材サプライチェーンの透明性向上を図り、森林関連の法規制の下、小規模所有者や木材関連企業による適切な事業運営を支援。(2020年～2024年、日本支援額 約396千米ドル)



アフリカ木材機関と共同で持続可能な森林経営の基準を作成、普及  
(出典: ITTO HP)



開発された材積推定スマートフォンアプリの使用時の画面(グアテマラ)  
(写真: ITTO)

## 【参考】これまでの主な成果 (2) 持続可能な森林経営の実施 (SFM)

○ ITTOは、持続可能な森林経営の実地での普及に向けて、生物多様性の保全、人工林経営技術の向上及び森林火災の予防・対応能力向上等のプロジェクトを実施。

### ■生物多様性の保全

- ・ ITTOと生物多様性条約 (CBD) 事務局は、2010年に熱帯林の生物多様性の保全及び持続可能な利用を促す共同活動の促進に向けた覚書に調印し、連携を強化。
- ・ 2011～2020年に16件のプロジェクト等が東南アジア、アフリカ、中南米、大洋州諸国において実施 (うち我が国拠出による支援14件 (約11,952千米ドル)) され、カンボジア・タイ国境地帯の森林経営に関する越境協力等が実現。

### ■人工林経営技術の向上 (2016～2021年、日本支援額 約435千米ドル)

- ・ インドネシア・北スラウェシ州において、地域住民向け造林技術マニュアルの作成、地方行政職員による管理計画の策定等人工林資源管理能力向上を支援。
- ・ 本プロジェクトにより、地域住民、行政、事業者等関係者間で、需要と供給のバランスを図りつつ適切な価格で取引を確保することを目標とした連携体制が確立。

### ■森林火災の予防・対応能力向上 (2021～2022年、日本支援額 約2,211千米ドル)

- ・ インドネシア及びペルーでは、違法な野焼き等に起因する大規模な森林火災による野生生物資源の喪失、人々の健康・財産への損害、交通への影響等が問題化。
- ・ 国連プロジェクトサービス機関と協力し、地域ボランティア及び消防隊への訓練、GISとリモートセンシングを用いた遠隔火災監視システムの改善等を支援。
- ・ 本プロジェクトにより、政府機関、消防組織及び地域コミュニティによる森林火災の予防・対応能力が強化されるなど関係者間の連携・協力体制が大幅に改善。



これまでのITTO-CBDの活動成果等をまとめたポリシーブリーフ(出典:ITTO HP)



地域住民向け「造林技術マニュアル」(出典:ITTO HP)



消防隊の訓練(インドネシア)  
(写真:ITTO)

# 【参考】これまでの主な成果 (3) 持続可能な木材利用の促進 (SWU)

○ ITTOは、熱帯木材生産国における脱炭素社会の実現に向け、我が国における木材利用拡大の経験を基に「持続可能な木材利用 (Sustainable Wood Use : SWU) 」促進プロジェクトを展開中。

## ■ 東南アジア各国におけるSWU促進プロジェクトの実施 (2021年～、日本支援総額 約1,133千米ドル)

- ・ 木材利用促進のための政策枠組の改善、現地ニーズに沿った実証的取組、関係者の能力構築等について、ベトナム (2021年～)、タイ及びインドネシア (2023年～)、マレーシア (2024年～)、インド (2025年～) で実施。



改良した灌漑設備を設置した  
森林組合のアカシア苗床(ベトナム)  
(写真:ITTO)



新たなデザインの木材製品モデルの試作  
ワークショップ(タイ)  
(写真:ITTO)



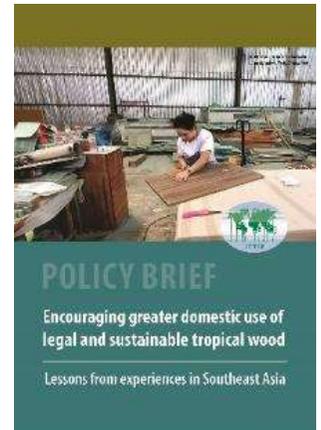
支援策検討のための中小木材加工企業等  
への訪問調査(インドネシア)  
(写真:ITTO)

## ■ 木材利用促進に向けたポリシーブリーフの作成 (2023～2024年、日本支援額 約15千米ドル)

- ・ SWU促進プロジェクトで得られた知見や課題を基に、熱帯木材生産国における木材利用の拡大に向けた政策を提言。

## ■ 国際フォーラム等における「持続可能な木材利用」の発信

- ・ G7広島サミット及び関連閣僚会合コミニュケ (成果文書)
- ・ APEC林業担当大臣会合、違法伐採及び関連する貿易専門家グループ (EGILAT) 会合
- ・ 第30回FAOアジア太平洋地域林業委員会 (APFC30) での日豪共催ワークショップ
- ・ 国際連合気候変動枠組条約締約国会議 (UNFCCC-COP) におけるサイドイベント



2024年1月に公表した  
ポリシーブリーフ  
(出典:ITTO HP)

## 4. 我が国とITTOとの関係 ⑤国民・関係機関との交流・連携

- ITTOと国際協力機構（JICA）は、2010年9月に「業務協力協定」に署名（2022年10月更新）。熱帯林の保全と持続可能な利用への支援にかかる連携を強化するため、情報や知識・経験を共有。
- ITTOと地球環境戦略研究機関（IGES）及びリモートセンシング技術センター（RESTEC）は、それぞれ2022年10月、2024年12月に協力覚書に署名。
- ITTOは、主にホストシティである横浜市が主催する地域や学校に関わるイベントに積極的に参加するなど、ITTOの活動のPRや持続可能な森林経営と木材利用の重要性等についての普及啓発を実施。



写真:ITTO

協定を更新したシャーム事務局長とJICA地球環境部長(2022年10月)



写真:ITTO

覚書に署名したシャーム事務局長とIGES理事長(2022年10月)



写真:ITTO

覚書に署名したシャーム事務局長とRESTEC理事長(2024年12月)

### 【最近の交流事例等】

#### ①横浜市環境教育出前講座への協力

ITTOは、2024年8月に横浜市環境教育出前講座プログラムの一環として、体験型学習施設「アメリカ山ガーデンアカデミー」において、子どもを含む市民向け講座を開催。熱帯林がもたらす多くの恩恵や直面する課題、熱帯林の持続可能な経営と保全に関するITTOの取組等について紹介した。



子どもたちに説明を行うITTO職員  
(写真:ITTO)

#### ②横浜フラワー&ガーデンフェスティバル2025への参加

ITTOと横浜市は、2025年5月に横浜市で開催された「横浜フラワー&ガーデンフェスティバル2025」で、熱帯林の生物多様性の重要性を伝える展示を共同で出展。熱帯林の動植物の折り紙ワークショップなども開催された。



ITTOと横浜市の共同展示ブース  
(写真:ITTO)